$\bigcirc$ 土地改 良 法 (昭 和二十 四年法律第百九十 -五号)

義

第二条 お て 用 地」と は 耕 作  $\mathcal{O}$ 目 的 又は主として家畜 の放牧の 目的 岩岩し くは養畜 の業務  $\mathcal{O}$ ため 0) 採 草 . の 目 的 に 供 さ れる土 を

2 この 法 律に お いて「土 地改良事業」と は、  $\mathcal{O}$ 法 律 に より 行 なう次に 掲げる事 業をい

あ 改 土 体 とし 良又は保全のため必要な事業とを一体とした事業を含む。 地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に わ 農 産業 用 . せ して一の た事 用 業及び土地改良施設 排 土地 水施設、 改良事業として施行することを 農業用道路その他農 の新設又は変更 用 地 の **当** 相当とするも 保 該二以上の 全又は利用 土地改良 上 のとして政令で定める要件に適合する二 必要な施設 成施設の ( 以 下 新設又は変更を一 適合する次号の 「土地改良施設」とい 区 画 体とした事業を含む。 整 理、 一以上の 、 う。 第三 号の 土  $\mathcal{O}$ 地 改良 農 新 設、 用 地 施 とこれ 管  $\mathcal{O}$ 設 理、 造  $\mathcal{O}$ 成 新 にあ そ 設 廃 又は  $\mathcal{O}$ 止 又は 他 わ 変更を 農 せ 用 て 一 変更 地  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

良 区画 若しくは保 整 理 (土地 全の ため必要な工事の施行とを一  $\mathcal{O}$ 区画形質の変更の事業及び当 体とした事業を 該事業とこれに いう。 附 帯 して 施行することを相当とする次号 0 農 用 地 0) 造 成 0 工 事 又 は 用 地  $\mathcal{O}$ 改

に附帯し 農用地の造成 て施 行 (農用地以外の土地の することを相 当とす 農用地 る土 地  $\mathcal{O}$ X  $\mathcal{O}$ 地 画 形 質 変換又は農用地間に 0 変更  $\mathcal{O}$ 工事そ  $\mathcal{O}$ 他 おける地目 農 用 地  $\mathcal{O}$ 改 良 換 又 0 は 事 保 業 全 埋  $\mathcal{O}$ ため 立て及び干拓を除く。 必要な工 事 0 施 行 لح を 及 体 とし 該事業とこ

変

び

当

目

いう。

兀 埋 <u>寸</u> て又は干拓

五. 用 地又は土地 改良施設 の災害復 旧

六 用 地に関 はする権 利並 びにその 農用 地 0) 利 用 上 必 要な土地 に関する権利 農業用施設 に関する権利及び 水の使用に関 する権利

七 その 他 農 用 地  $\mathcal{O}$ 改 良又は 保全の ため 必 要 な 事 業

主 地 改 良 事 業に 参加する資格

第三条 土 地 改 良 事業に参加する資格を有する者は、 その 事 業  $\mathcal{O}$ 施 行 に 係る地域内にある土 地 に 0 11 て  $\mathcal{O}$ 次  $\mathcal{O}$ 各 号  $\mathcal{O}$ 11 ず れ カン に 該 当 す る者

農用 地 心であ つて所有権に基づき耕作又は 養 畜  $\mathcal{O}$ 業 務  $\mathcal{O}$ 目 的に供さ れるもの に 0 *\* \ て は、 その 所有者

農用地であつて所有権以外の 権原 がに基づ き耕作又は 養畜 0) 業 務  $\mathcal{O}$ 目 的 に 供さ れるもの に つい て は、 政 令 0) 定めるところに より、 委員

7 は 用 委 地 市 員 以 を 町 承 外 村 0 長。 認 関 土地であつて所有権に基づ L ける た場合にあ 以 下 同 法 じ。 律 つては、 昭 に 和二十六 対 L そ そ  $\tilde{O}$ の 年 き 所 法 所 使 有者 律 有 用 者 第 八十 及び カゝ そ 5 -八号) 収  $\mathcal{O}$ 当 益 他 該  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 土 目 第三条 場 地 的に 合に 改 良 供さ 事業に あ 第 って 項ただし れるものに 参 は、 加 その す べ 書 又 0 農 き 1 用 は 旨 て 地 第  $\mathcal{O}$ は、 に 申 五. 0 項 出 その き当 が 0 規 あ 所有 該 定 権 に 原 カン ょ に つ、 り 農 基 **瓜業委** づ そ き  $\mathcal{O}$ 員 耕 申 作 会 出 を 又 が は 相 置 当 養 カコ 畜 で な  $\mathcal{O}$ あ 11 業 市 0 務 て 町 を 村 営 業 に 委 む あ 員

兀 が、 用 政 地 以 令 (T) 外 . О 定 め 土 るところにより、 地 で あ いつて所 有権 その 以 外 所 . О 有 権 原に 者 0 基づ 同 意 を得 き 使 .て農 用 及 業 び 委員 収 益 会に対  $\mathcal{O}$ 目 的に L 当 供 該 z れ 土 地 るも 改 良 0) 事 に 業に 0 いて 参 加す は、 その べ き旨を申 権 原に 基づ L 出 た場 き 使 一合に 用 及 あ び つて 収 益 を す そ る

の者、その他の場合にあつては、その所有者

2 同 委 項 前 申 第 員 項 四 第二 出 号 一号の Ō 申 場 所 L 出 所有者及び 合 有 ŧ 者 並 カン ま 立びに権 つ、 た同 その申 権 様とする。 原に基づき耕作又 原 に基 出 づ が き 相当であっ 使 用 及び は 収 て 養 農業 益をする 畜 の 委員 業 務 を営 者 会がこれを承認 が、 む 政令 者が、  $\mathcal{O}$ 定 政 めるところによ したときは、 令 0 定め るところによ その り、 承 合 認 意に り、 0 あ よつてその 合 0 た時にその 意によ つてそ 資 格を交替 資 体が 0 資 交替 格 を す べ す 交 るも き 替 旨 す ベ を とす き 旨 業 委員 る。 を農

一をその るところ 営 前 むことが 二項 農用 規定 に ょ 地 できない ŋ 0 に つき権原に基づき耕作又は 適 その 用に ため、 賃貸 っいい ては、 人又は貸主が 時 その農用 賃貸人又は貸主が、 近 地 養 く自ら を他人に貸し付 畜 0 業 耕 務 作 又は 疾 を営む者とみ 病そ 養畜 け、 0 そ の業務を営 他 の耕 農 なす。 林 作 水 文は 産 む 省 養畜の ŧ 令で定め 0 غ 認 業 め 務 る事 0 目 由 カゝ に つ、 的 ょ これ 供 つて当 L を相当と認め た場合に 該 農用 いお、 地 に るとき て、 0 き 農 自 は、 業 6 委 耕 その 員 作 会 又 賃貸 は 養 人又は 政 畜 令  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 業 定 務

3

る農 とき、 法 定 定 け 第 す 第 っる 農 加 るまで 地 条第一 保 又 項 文は たときは、 地 有 は 0 合理 農 保 地 項 有 第 間 二項 合理 化 保 第 時 事 有 号に規・ 合理 その 業 化 0) 他 法 人に貸し付け、 をいう。 規定の適 農地 化 人をいう。 法 定 保有合 人若しくは農地 する農地 用に 若しくは 以下 ついては 理 その 売買等事 化 同じ。 法 耕 農地利用 人又は 作 利 若しく 用 業 農 若しく 集 を 地 農地 集 積 行う者に限 保 は 積 円 有 利 養 円 滑 は 合 用 畜 滑 化 農 理 集  $\mathcal{O}$ 化 寸 地 化 積 る。 業 事 体 利 法 円 務 業 が 用 人 滑 そ  $\mathcal{O}$ 集 同 (農業 化 を の借り受けて 目 積 寸 円滑 条第一 いう。 的 体をその に供 経 営基 化 一項に規定す 以 寸 した場合に 下 体 盤 農用: 一同じ。 11 強 同 る農 化 地 法 促 に る農地 用 第 お 進 0 が + V 地 法 き そ て を 権 条の 農業 利 農  $\mathcal{O}$ 昭 原に 用 地 借 和 十二に 委員会が 集 保 Ŧī. 基づ 受け 十 五 積 有 (円滑: 合 き 規定する農 年法 理 て 耕 政 化 化 1 合のの 作 る農 事 事 律 事業をい 又は 第六 業 定 用 同 養畜 め 地 地 + るところ う。 を 法 利 五. まだ 0) 用 第 号) 業務 兀 集 0) 貸 条 積 第 を営 に 実 第 円 八 L ょ 施 付 滑 条 りそ む に 項 け 第 化 ょ て 寸 ŋ 規 1 項 み 旨 貸 定 な に 同 規

5 す 外 る 第 者  $\mathcal{O}$ 項 土 地 で 規 の あ 定 る 土  $\mathcal{O}$ 場 地 適 一合に が 用 農 に あ 用 0 つては 地 V であ て は る場合にあ そ 第 0 九 土 + 地 兀 つては、  $\mathcal{O}$ 条 所 の 有者とみ 八 第 その 七 項 なす 農用 第 地 九 12 +兀 0 き 条 所  $\mathcal{O}$ 有 八 <u>の</u> 権 第六 基 づ 項 き 耕 に 作 お 1 又 は て 準 養 用 畜 す 0 業 る場合を含む。 務 を営 む者と 4  $\mathcal{O}$ な 規 定 そ に  $\mathcal{O}$ ょ 土 ŋ 地 土 が 地 を 用 使 用

6~8 (略)

## 設 寸. 準 備

第五 条 (略)

2 5 (略)

6 玉 有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共 の用に供している土地を含めて第一 項 0) 定の地域を定めるには、 その 土 地 を管 理 する

行 政 庁又は地 方公共団 体 の承認がなければならない。

7 るには、 建 建築物の 敷 その土地につき所有権 地、 墓地 境内地その他 地上権、 0 農用地以外の 永小作権 土 質 地 権、 前 項に 賃 (借権) 規定する土地を除く。 使用貸借による権利又はその他 で政 令で定めるものを含めて の使用及び収益を目 第一 的 とす 項 0 る権 定 利を有  $\mathcal{O}$ 地 一域を定 する

 $\mathcal{O}$ 全員 の 同 意が なけ ればならない。

設 **公認可** め 申 請

第七条 (略

2 (略)

3

す っる 事項 その他農林水産省令で定める事項を定めるものとする 土地改良 (換 事業 地 計画 計画を定める土地改良事業にあつては、 においては、 農林水産省令の定めるところにより、 エ 事に関する事 当該土地改良事業に 項  $\mathcal{O}$ ほ か、 当該 換 地 つき、 計 画 0) 概 目 要) 的、 その施行に係る地 事業費に関する事 域、 項、 工 事又は 効 深果に関う 管理に関 する

ょ 前項の つて生ずる土地 工 事に関する事項は、 **心**改良施 設  $\mathcal{O}$ 用に供する土地を除く。 換地計画を定める土地改良事業でその施行に係る地域のうちに農用地以外 )として工事を施行する土地を含むもの については、 の用に供する土 その 工事を施行 地 ける (その 土 地 土 地  $\mathcal{O}$ 改良事業に 区 域 (以下

非 農用地区 域」 という。 とその他 の土 地の区域を分けて、 そのそれぞれにつき定めなけ ればならない。

(略

5

4

(審査 及び公告等)

第八条

(略)

る

2 技 都道府県知事は、 術 者が 調 査して提出する報告に基かなければ 前 項の 審査に当つては、 農林水産省令の ならない。 定 めるところにより、 農 用 地 0) 改 良、 開 発、 保 全又は集団 化に 関 し 専 門 的 知 識 を 有 す

3 前 項 0 調 査 重は、 当 該 土地改良事業の すべ て  $\mathcal{O}$ 効 用 と費用とにつ いての 調 査 量を含む Ł  $\mathcal{O}$ で なけ ればならない。

4 都 道 府 県 知 事 は、 前 条第一 項 の規定による申請につい て、 次の各号の に該当する場合及び次項 の規定に該当する場合を除 き、 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に

より適当とする旨の決定をしなければならない。

- 申 0 · 請 に で ない 係 る土 改 良 事 業が、 第 条に 規定する目 的 及び 原 則 を基 礎 として政令で定める土 地 改 良 事 業  $\mathcal{O}$ 施 行 に 関 す る 基 本 的 な 要 件 に 適 合 する
- 申 申 · 請 の 請に係る土地 手続又は定款若し 改良区が、 くは 申請 土地 に係る土地改良 改良事業  $\mathcal{O}$ 計 事業を適 画  $\mathcal{O}$ 決 定手 確に遂行 続若 しくは するに足り 内 |容が法 る経理的 令又は法令に基づ 基礎又は 技 術 いてする行政庁 的能力を欠く等 0 土 処 地 分に 改 良 違 事 反 て ると 行 0) ため
- 基礎 的 な要件 とし て政令で定める要 件を欠くと認 めら れるとき。
- 5 非 都 農用 道 府県 地 知 区 域が次に掲げる要件に適合する場合でなけ 事 は、 前 条第四項に規定する土地改良 事業に係る同条第一 れば、 第 項の 規定により適当とする旨の決定をしてはなら 項  $\mathcal{O}$ 規 定に よる申 請 に 0 *\* \ て は、 当 該土地改 な 良 事 業 計 画 に お 11 7 定 め 6 れ
- れ れるもの 当該 土地 が 含ま 改 良事 れ る場 業の施行 合には、 に係る地域に特定用途用 当該 地域 内に おける農 地その 用 地 の集 他 農用地 寸 化その他農業構造の 以外の土地で引き続き農用地として利用されないことが 改善に資する見地 か らみて、 当 該 非 農 確 用 実で 地 区 あ 域 が ると見 れ 込 ら  $\mathcal{O}$ ま
- 土 土地に代 当該 土地 わ るべき土 改 良 事 業の 地 施行に係る地域内で農業を営む の区域として適切な位 一置に あ ŋ, 者 0 か 生 つ、 活上若 妥当な規模をこえない しくは農業経営上 必要な施設 ŧ のであること。 (その土 地 改良事業に よって 生ず る 土 地 改 良
- 見 な場場 利 後に 前号に掲げる場合 込まれる を除く。 用 **%合には、** を確 おい 公用 保 て農用 0) 当該 若し る 用 見地 地 に供する土地又は国若しくは 以外 くは 0 非 農用地 ほ カコ か、 の用途に らみて、 公共の用 当該土地改良事業の 区域が当該 当 .供されることが見通され に供する施 該 非 応施設の 農 用 設 地 別用に供 区 地 (その 施行に 方公 域 以がその いする土 共団 土 係 地 ぶる地域 農 る場合に 改 体 用 良事業によつて生ずる土地 地  $\mathcal{O}$ 地以 計  $\mathcal{O}$ の自 区 画 には、 外 域として からみて当該土地  $\mathcal{O}$ 然的経済的 当該 用 途 地域 適切な位置に に 供することを予定する土地 社会的 内に 改良事業の施行に係る地域内に近く設置 お 諸条件 改 い (良施設) て引き続き農用地として利用され あ ŋ からみて当該地域内にある農用 を除 カユ つ、 < 妥当な規模をこえない 0)  $\mathcal{O}$ 区域として適切 用に供するため な るべき土 位 0) することが 地 Ł 置 土  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ で 地 に あ 地 部 あ が ること。  $\mathcal{O}$ が 新 効率 たに 確 そ 実と 0 か 的 施
- 6 (略)

妥当な規模をこえないものであること

(申請)

第八 十五 に係る土地改 道 府 県が 行う 良事 きも 業を国又は都道府県が行うべきことを、 規 定  $\mathcal{O}$ する資格を有する十五 以 下 都 道 府 県 営 土 人以 地 改 上 良事業」 0) 者 は 国が行うべきもの لح 政 令 う。 0) 定 めるところによ に あ つ (以 下 7 は 都 「国営土地改良事業」という。 9 道 府 県 その 知事 資 格 に それぞれ 係る土地を含 申 請 することが む に たあつて  $\mathcal{O}$ 地 は 域 農林水 を 定 産 大 臣 地

2~9 (略

第八 0 その 区 項 + 域に 0 五. 農 規 条 への 二 定に わ 業 たる場合に 振 興 ょ 地 ŋ 市 域 定 町 整 め 村 は、 あ 備 5 つては、 計 れ た農業に 農 画 業 振 定 当 んめる土 振 興 該関係市 興 地 地 域 地 域 整 改良 備 整 町 備 計 は事業を 村 計 画 が共 画 農 を 同 玉 業 . う。 又は 振 て、 興 都道 以 地 下 域 国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、 府 同  $\mathcal{O}$ ľ 県が行うべきことを、 整 備に を達成するため 関 はする法 律 昭 必 和 (その 要 兀 が + 土 あ 兀 ると 地 年 改 法 良事業の 認 律 第五.  $\emptyset$ るときは、 十八号) 施行に 都道府 . 係る 県 第 政 八営 土 令の 八 地 条 地 第 域 定 がニ 改良事業 め る 項 以 又 ころ 上 は にあ  $\mathcal{O}$ 第 市 に 九 つて より 町 条 村 第

2~1 (略)

は

都

道

府

県

知

事

それぞれ申請することが

できる

第八 該二以 議 土 十五 決 地 土地 対第一 を経て、 改 上の 改 良 条の 良 項 施 土地 設。 第 施 それ 設 号 の 土地 改 次 ( 第 ぞれ 良区 項 及び 事 改良区は、 二号に掲げる土地改良 申請 が共同して、 業 第八十七条の二第四項 (以下この条及び第八十七条の二 することができる。 政 令の定めるところに 国営土地改良事業にあ 施 設 E に係る施 お 11 て ょ り、 設 立 更新 第 次に つては農林水産大臣に、 地 兀 改 事 項 業に 良 に 撂 区管 お げ る土 あ 11 て つて 理 施 地 「施設 設 改良 は、 とい 施設 当 更 該 新 ´う。 土地 事 0 都 道 業」 更 <sup>比</sup>改良施 府 新 県営 を二 という。 のために 以 土地改良事業にあつ 設 حَ 上  $\mathcal{O}$ 行う当 土地 を国又は 体 とな 該土 改良区が管理 つて機 都道 地 改良 能を 府県が 7 は 施 する 設 都 発 行うべきこと 道 揮 0) 府県 場 す 変 一合に る 更 知事に、 第 を あ 内 号に掲げ つて 容 は、 総 Ś 会の 当 る

一 土地改良区が管理する土地改良施設

前 号に掲げる土 地改 良施 記と一 体となつて 機 能 を発揮する土 地 改良 施設 で 国 都 道 府 県 又は 市 町 村 が 管 理 するも

2~5 (略)

6 る せ すること 業 他 土地 及  $\mathcal{O}$ その関 及びその 土地 改 良区 が 改 は、 明 良 連 土 5 地 施 事 第一 カン 行 改 業 なもの 良事 事業を国又は (施 項 業 設 の規定による申請をしようとする場合に 更新  $\mathcal{O}$ 以 効率が著しく高め 事業を除 下この項及び次項に 都道 足府県が < 行うべきことを、 6 であつて、 れ、 におい カコ ~つ、 て 当 関 該申 そ 総会の 連  $\mathcal{O}$ 施 土 請 お に係 行 地 V 議 事業」 て、 改 決を経て、 良事業により る施設更 当 という。 該申 新事 請に 申 業と 請 そ 係る することができる。 が 0 あ 併 施 施 行に るときは、 せてその 設 更 新事業 係る 地 土 政令 <u>ک</u> \_ 域 地 内 改 体となつてその効果が 0  $\mathcal{O}$ 良事業を行うことに 定 土 めるところにより、 地 における 農 業 より 経 生じ 営 当 当  $\mathcal{O}$ 又は 該 合 該 申 理 施 請 増 化 設 に寄 に 更 大 併 新

· ~11 (略

第八十五 する資 の 業務を営む者とみなされるものを含む。 条の 八格に は 兀 係 る 政 方 令 公共 0)  $\mathcal{O}$ 定 (農 めるところにより、 寸 用地 体、 であ 業協 つて、 同 組 その 合、 当 農 以 該 下 用 地 業 地 方 協 地 に 公 同 つき 方 共 組 公共団 寸 合 同 体 連 条 等 合 第 会、 体等有資格地」 が 兀 権 項 原 農 に基  $\mathcal{O}$ 地 規定に 保 づ 有 き 合 とい 使用 により 理 化 、 う。 農 L 法 及び 地 人 又 保 につい 有 収 は 益 合 農 理 地 て 化 7 利 の 法 1 用 る土地 人又は 第二条第二 集 積 円 農 で当 滑 地 化 該 項 利 寸 第三号に 地 用 体 集 方 以 積 公 共 円 下 掲げ 寸 滑 化 体 地 る事 寸 方 体  $\mathcal{O}$ 公 が 第 共 耕作 三条 寸 (以 下 体 又は に · 規

農用 共 団 地造 体等が二以 成事業」という。)を国又は都道府県が行うべきことを、 上ある場合にあ いつては、 当 「該関係地 方公共団 体等が共同 (当該地方公共団体等有資格地に L て、 国営土地 改良事 業にあ ついて第三条に規定する資格を有 つては農林水産大臣 に、 都道 府 県営 する地 土地 方公 改

2 略

良

事業にあつては

都道府県知事に、

それぞれ申請することができる。

国 営土 地 改良事 業 計画及び都道府県営土地改良事業計 画

第八 八十七条 略

- 2 略
- 3 第一 項 (n) 土地改良事業計画は、 これに基づ V て 施行され る土 地改良事業が第八条第四 項 第 号 の政令で定める基本的な要件に 適合 するも のとな
- るように 定定め なけ ればならな
- 4 ように定め 第一 項 Ó 土地 なければならな 改良 事業計画に お 11 て 非 農用 地 区 .域を定める場合に は、 そ 0) 非 農 用 地 区 域 は 第 八 条第 Ŧ. 項各号に掲げる要 件 に 適 合することとなる
- 当 該 土地改良事業 計 画 書 の写 を縦 覧に 供し なけ ればなら な

5

農林水産

大臣

一又は

都

道

府県

知事は、

第一

項

 $\hat{O}$ 

規定により土

地

改良事業計

画を定めたときは、

その旨を公告し、

二十日

以

上

0)

相

当

0)

期

間

を

定

めて

算

L

- 6 第 て十五日以内とする。 項 の土地改良事業計画 に ついての 異議申 立てに 関する行 政不 服審 査法: 第四十 五. 条 (T) 期 間 は、 前 項に規 定する縦覧 期 間 満 了 0) 日 0) 꽢 日 カコ 6 起
- 7 上 の 前項 都府県の区域にわたる場合にあつては、 Ó 規定による異議申立てを受けたときは、 当 ⋾該関係 農 林水 都 府県 産 大臣 知事がそ 又は 都 0 道 府県知 協 議により) 事は (その異 第八条第二 議申立てに係る都道府県営土 一項に掲げ る技術者の 意見をきい 地 改 良 事業 て、 0 第 地 五. 域 が二以 項 に規
- する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなけ れ ばならな
- 8 ときでな 玉 国又は 都道 け れば、 府県は、 当該土地改良事業計画 第六項の異議申立てがないとき、 による工事に着手してはならない。 又は異議申立てがあ つた場合においてそのすべてについて前 項 (T) 規 定による 決定 があ つた
- 9 第 項 0) 土 地 改 良事 業計画 による事業の 施 行に ついては、 行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 1 第 項 0) 土 地 改良事業計画に不服が ある者 とは、 第 七 項 の規定による決定に対しての み、 取消 しの訴えを提起することができる。

申 -請に ょ 5 ない 土 地改良事業

第 規定による申請によつて行う土地改良事業の 十七条の二 玉 又は 都 道府 県は、 第八十五条第 ほ か、 項、 土 地改良事業計画を定めて次に掲げる土地改良事業を行うことができる。 第八十五条 の二第 項、 第八十五条の三 第一 項若しくは第六項又は第八 十五 条の 匹 第 項

- 一第二条第二項第四号に掲げる事業
- 項 第 五. 号に 第 掲 げ 項 る事 第 号 業にあ 文は つては土地 第 五号に掲げる事 改良 施 設 業  $\mathcal{O}$ 同 災 害 項 復 第 旧 号 に 係 に るも 掲 げ  $\mathcal{O}$ る事業にあ に 限 る。 0 であ ては つて 土 地 次に 改 良 掲げ 施 設 るも  $\mathcal{O}$ 新  $\mathcal{O}$ 設 管 理、 廃 止 又 は 変 更 に 係 る ŧ の 、 同
- イ 前 号の 事 附 帯してその施行に係る地域 0) 近 傍 0 土 地 に 0 いて行うもので、 その施行に よりこ れら  $\mathcal{O}$ 土 地 改 良 事 業 0) 効 率 が 著 高 6

れ

るも

- 口 そ 0 事 ょ る受益  $\mathcal{O}$ 範囲 が広 く そ  $\mathcal{O}$ 工 事に 高 度 0) 技 術 を必要とする等その 事 業  $\mathcal{O}$ 性 質又は規 が模に 照 5 L て 適 当 と 認 8 5 れ る ŧ
- 2 玉 又 は 他 都 0 公共 道 府県は 0 利 益 前 となる事業と併 項  $\mathcal{O}$ 規定により せて 同 項 行うことを相当とする等国土 第 一号の事業につき土地改良事業計画 資 源 0 総 合 を定める場合に 的 な開 発又は保全 お  $\mathcal{O}$ 見 て、 地 から 当 ]該土地 適 当 改 لح 良 認 事 め 業に 6 れ より る 生 ず る 土 地 改

3

以

Ŀ

0)

同

意を得

なけ

ればならな

- その 0 良 ず業を除 んる土 定め 施 第 の 事 設 地 るところに 業 項 改良 土  $\mathcal{O}$  $\hat{o}$ 地 施 規 林 施行に係 施設 水産 定 改 に係る計 良 に 事 より ょ 省 (農 る地 9 業 令で定めるものに限る。 林 同 同 - 水産 . 項第 域 当 画 項第 内にある土地に の概要及び農林水産省令で定めるときにあ 該 土地 省令で定めるもの 一号 号 改良事業の  $\mathcal{O}$ 事業に係る土 0 事業を除 つい 計 が < に 画 て第三条 限る。 地 あ  $\mathcal{O}$ 概 改 るときは、 につき、 良事業 要 12  $\widehat{\underline{\phantom{a}}}$ 規 が 以 定 あ  $\mathcal{O}$ その 併 する資格を有する者の三分の二 る場合にはその土 上 計 せて、  $\mathcal{O}$ 画 施行に を定 土 つては各土地改良事業に係る全体構 地改良事業を その めるには、 係る地域内にある土地 土地 一地改良 改 農林 良施設に係る予定管理方法 併 せて 水産 施設に係る予定管理方法等その 施行 大臣 する場 (二以上の土地改良事業を併 又は に 0 合に *\* \ 都 て同条に規定する資 道 成 は、 府 県 その 等 及びこれ 知 事 を 各土 定め は、 なけ 他 5 地 あ 必 0 改 5 八格を せて 要 土 れ 良 か ばなら 地 事 ľ な 有 施 事 改 業 め する者 項 良 行 な する 同 を公告 事 業 項 林 場 の三分 に 第 水 合に して より 産 号 省 は 生  $\mathcal{O}$
- 意に て、 係 該 ぶる土 係 行 土 小る当 代えることが 林 つて 当 地 改 水 地 該 産 改 該 施 良 大臣 設 施 良 る土 事 地 更 設 又は 地 業 改 新 良区 で 0 事 改 、きる。 良区 業に係 体 計 都 とな 道 画  $\mathcal{O}$ · を 定 府県 組 管理施設 小る土地 合員 つて機能  $\Diamond$ 知 ようとする場合に 事  $\mathcal{O}$ は 権 の管理を内容とする同 改良施設 祖利又は を発揮 第 けする土 利益を侵害するおそ 項  $\mathcal{O}$ 有  $\mathcal{O}$ してい 規 然定に お 地 V 改 て る 良 ょ 9 は 号 機 施 Ď 能 設 事 次  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 同 の各 業 れ 維 管 項 が 0) 持 理 第 号 な 施 を を 号 0 行 内 いことが明ら 図ることを目的とすることその 区 に係る地域としてい 容とする第二 の事業のうち 分により、 か 条 なもの 施設 それぞれ各号に 第一 更 とし る区 項 新 第 事 -域 を て政令で定める要件 業 号 **当** 掲げ Ŋ 他  $\mathcal{O}$ う。 土 事 該 施設更 る同意をもつて 地 業を行う 以下この 改良区管理 分新事  $\pm$ 業に 項に 地 に 区 改 適 合する 良区 に係る土 前 域 お 項 11 **当** が 0) て 三分 存す ŧ 同 該 地 ľ  $\mathcal{O}$ 土 改 る場 0) に 地 良 二以 限 改 施 る。 内 良 合 設 上 0 区 に 又 土 が  $\mathcal{O}$ お は 同 に 地 現 い 当
- 施 設 更 新 事 ·業の 施 行 に 係 る 地 域  $\mathcal{O}$ 全 部 を 土 地 改 良 区 管 理 X 域  $\mathcal{O}$ 全 部 又 は 部 ごとす , る場合
- | 前号に掲げる場合以外の場合

該

土

地

改

良区

 $\mathcal{O}$ 

同

該 土 地 改 良区 0) 同 意及びその施行に 係 る地 域 0) うち 土 地 改 良 区 管 理 区 域 以 外 0 地 域 内 あ る 士: 地 に 0 き第三 条 規 定する資格 を有 する

## 以 上 $\mathcal{O}$ 同 意

- 5 土 改 良 区 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規 %定によ る同 意をす るに は、 あ 5 かじ め 総 会  $\mathcal{O}$ 議 決 を 経 な け れ ば な 5 な
- 6 良 産 計 の 良 事 省令で 画 を定め 区 業 計 そ 画 項 定め 0 あ を  $\mathcal{O}$ 定め る場 他 つ 規 ては 農 る 定 る場 もの 一合に 林 に 水 関 ょ **愛合には、** に限 は ŋ 産 係 大臣 市 土 第三 る。 町 地 の指定する者をその 村 改 項 長と協 第三 良 (事業計 が  $\mathcal{O}$ 項 規定による公告をする ある場合にはその 議するとと  $\mathcal{O}$ 規定により 画を定めるに もに、 土 公告 地 改 土: は、 1する事 良施設の そ 地  $\mathcal{O}$ 改 前 農 かに、 土 良 林 地 項 施 水 管理者とする旨 改 設に係る予定管理方 産 その土地改良事業計 に 大臣 良 事業によ 0 V) 又 て、 は 都 玉 ŋ 道 を定めるときに 生ずる土 営土 府 県 地 法 知 改 等 事 画 良事 地 さ 一及 び は、 改 (T) 業に 良 他 当 あ あつては、 施 必 該 6 土地 設に係る予定管理方法等とし あ 要 カュ つては な事 ľ 改 め 項 良 その 関 事業により 第 係都 同 者と 項 第二 項 道 第二 協 府 生ず 議 県 号 号 L 知  $\mathcal{O}$ なけ る土 事 0 事 事 業 て、 れ 地 業 に ば に 都 改 係 な 現 係 道 良 る 5 に 府 る 施 土 な 存 土 地 :する土 営 地 改 土 改 良 地 良 林 事 改 事 業
- 7 ば な 5 道 ない 府 県 知 事 は 玉 営 土 地 改 良事業に つき、 農 林 水 産 大臣 لح 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定による協 議 を す る 場 合 に は、 あ 6 カコ ľ め、 関 係 市 町 村 長 と協 議 L な け n
- 8 公告し、 林 水産 大臣 日 又 以 は 上 都 0 道 相 府 当 県 「の期間を 知 事 は を 定め 第六 て当 項  $\mathcal{O}$ 該 規 定に 土 地 改 ょ 良 る 事業の 協 議 を 計 しようとするとき 画  $\mathcal{O}$ 概要 を 縦覧に は、 供 L あ なけ ら カコ れ じ ば め なら 農 な 林 水 産 省 令 0) 定 め るところ に ょ り、 そ 0
- 9 事 12 前 項 の 規 定に 書 を提 より 縦 出 することが 覧 に 供 され できる。 た土地改 良 事 業 0) 計 画 0) 概 要に 意 見が ある者は、 同 項 0 縦 覧 期 間 満 了 0 日までに、 農 林 水 産 大 臣 又 は 都 道 府 県 知

対

L

意

見

1 は これ 項 5 0 Ō 場 %合には、 規 定 0) ほ 第五 か、 全第六 同 条第五 項及び第七 立項から 第十 項、 項 へ ま で 第 七 0) 条 規 第 定 項 を 準用す 第 八 条 Ź 第 項 及 び 第三 項 並 び に 前 条第三 項 0 規 定 第 項 第二 号 0) 事 業 に 0 7

## 国 営 土 地 改 良 事 業 $\mathcal{O}$ 負 担

- 第九 る 施 行に 地 域  $\hat{\mathcal{O}}$ 係 全部 る地 玉 は 又は 域 0 政 全部 令 部  $\mathcal{O}$ 又は をその 定 めるところにより 部 区 域 をその区域 の全部又は 0 全部又は 国 部 営土 とする都 地 改 部とする都道 良 道 事 府県に、 業 が 廃 止 その 府県の さ れ 事 た場 業に 知事と 合に 要する費用 協 あ 議して定め つ 7 は、 0 農 部を負担させることが るところにより) 林 水 産 大臣 が 当 該 廃 玉 止 営土 できる 係 地 る 改 玉 良 営 事 土 業 地  $\mathcal{O}$ 改 施 良 事 行 に 業 係  $\mathcal{O}$
- 2 0) 前 施 項 同 行 0 項 に 都  $\mathcal{O}$ 係 道 る 規 府 定に 地 県 は、 域 よる負 内 に 政 ある土地 令 担  $\mathcal{O}$ 金 定  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ 全部又は に るところ つき第三条に に 部 より、 を 徴 規 収することができる 定する資 条 例 で、 格を有するも 玉 営土 地 改 良事  $\mathcal{O}$ こその 業 市 他農 町 林水 村 特 別 産 省令で 申 請 事 定 業 める を除 ŧ く。 0) カゴ によつて 5 その 利益を受け 者 の 受け る る者 利 益 でそ を 限 度  $\mathcal{O}$ 事
- 九 限 八 . 四 +条の Ł 条の 下 八 同 第五 二第 項 に 項 (第九 0) 係 る第 規 十四四 定 に より 項 条 0)  $\mathcal{O}$ 規 玉 八 へ の 二 定 が に 行 一第六 ょ Š る 同 項 負 項 に 担 第 お 金 - 号、 1 に て 0 0 準 V 事 業 用 て する場合を含む。 は、 **公**公 前 有 項 水  $\mathcal{O}$ 面 規 埋 定に 立. 法 ょ る ょ 0) り 規定に ほ 行う か、 ょ ŧ 都 ŋ 道 0 土 そ 府 地 県  $\mathcal{O}$ を は 他 取得 玉 政  $\mathcal{O}$ 令 所 た者から  $\mathcal{O}$ 有 定 12 め 属 るところ す 当 る 該 土 負 地 担 に に ょ 金 0 り、 の 全 部 7 行うも 条例で、 又は

部を徴収することができる。

- 4 対する負担金に代えて、 前二項に掲げる者が国営土地改良事業の施行に係る地域の全部 その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収することができる。 又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、 都 道 府 県 は、 その 者
- 5 に係る第二項及び第三項に掲げる者に対する負担金に 市町村特 第一項の都道府県は、第二項及び第三項の規定による負担金の全部又は :別申請事業を除く。) の施行に係る地域の 全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、 相当する部分の負担金を負担させることができる。 部の徴収に代えて、 政令の定めるところにより、 この場合においては、 当該市町 村 0 玉 都道府県は、 X 営 域内にある土地 土 地 改良事業
- 前 項の市町 村は、 政令の定めるところにより、 条例で、 同項に規定する者から、 同 項に規定する部分の負担金を徴収することができる。

## 7~1 (略)

か

でじめ、

当該市町

村の同意を得なければならない。

(国の補助)

第百二十六条 つてはその要する費用の一 玉 は、 その予算の範囲内において、 部を、 市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用の一部を補助する。 都道府県に 対し、 政令で定めるところにより、 土地改良事業につき、 都道 府 県 が 自 6 行う場合に